

国際法秩序における一方的約束の意義

村上太郎

一 序

二 一方的行為の対抗力と拘束力

三 一方的約束の法的拘束力

- 1 第三国に権利を付与する条約の効力
- 2 「国際交渉の中での約束」および「法廷での宣言」との区別
- 3 「必要的」一方的約束と「社会的」一方的約束
- 4 約束国の「意思」と「公然性」
- 5 一方的約束の法的拘束力の法的基礎

四 結び

一 序

国際法の規則は、通常、条約の締結によって生成されるが、それはその諸国家の利益の妥協の産物であると同時に、その諸国家の後の行動を方向付けるものとなる。他方、国家が本質的に利益を追求するものであるならば、その一方的行為の発生を阻止することはできないであろう⁽¹⁾。

国際法上の一方的行為 (les actes unilatéraux) とは、通常、ある単独の国際法主体が他の国際法主体に対して相手国の合意なしに一方的に行う行為をいう。国際社会は従属的關係にはない⁽²⁾のであるから、この種の行為は原則的に、国際法に基づくか他国の承認（黙認）が必要であろう。その一方的行為の中でも、国際法上の法的効果を生ずる意思の表明であり、かつ、国際法規範がそれに対応する法的効果を生ずる「一方的法律行為」(les actes juridiques unilatéraux)⁽³⁾とそのような意思の表明を含まない「一方的事実行為」とに分けることができよう。

「一方的法律行為」には、一定の主張、行為、事態を合法的とは認めない意思表示であり自己に対する権利侵害やまたはその威嚇が行われている状況に行われる行為でありそれによって自己が権利を主張できる可能性を保持するはたらきをする「抗議」、ある状況や行為の遂行に必要な参加しなかった法主体がその事態や行為が自分に対抗力があることを受け入れる手続きである「承認」、本稿の主題である「約束（一方的約束）」、国家が要求、権利、権限、権力などを捨てることによりその結果それらの存在がなくなるはたらきをする行為である「放棄」があるとされる⁽⁴⁾。

その一方的約束 (la promesse unilatérale) とは、ある法主体が相手国の合意なしに将来に関して自己が拘束される内容をもった意思を表示する行為をいう。その典型的な例が周知である一九七四年の「核実験事件」におけるフランスが行った自国の大気圏核実験停止の一方的宣言である。国際司法裁判所は、この宣言の法的拘束性を認めもって原告側の訴えの利益が消滅したとし、核実験の違法性についての判断を個別化した⁽⁵⁾。

このような「自己拘束的」一方的行為は、国家の利益追求の性格に鑑みれば不自然であるが、国際社会の共通利益と国益との対立的関係および補完的關係という両面性を理解することにより約束国の動機を説明できよう。しかしながら、その法的効果が、一般国際法に基づいて発生すると解するか一方的約束自体で自律的に発生するとすると解するか、もしくは法的効果を有しないと解するか、学説上争いがあり⁽⁶⁾、そしてこの種の約束が国際法上、希であることがこの問題の解決に困難をもたらしている。

二 一方的行為の対抗力と拘束力

一方的行為というものは他国の意思とは無関係に権利義務関係に変動を与えようとする行為であり、このような特殊な性質を有する以上、その有効性は厳しい制限のもとに置かれる。とくに、相手国に対して自国の権利を要求または創設する一方的行為における法的効果は、当該行為と国際法規則との関係、他国の態度、他国による関連国際法規則の評価、行為国の意思などの諸要素によって決定され、そしてこれらの条件は原則として累積的である⁽⁷⁾。

いずれにせよ、国際紛争が国家の権利義務の確認、変更、改廃、創設などに連関する以上一方的行為に関する争点もこのような権利義務的側面から分類可

能であろう。すなわち、一方的行為の争点としては、第一に行為国の権利が問題となる局面（一方的行為の対抗力）、第二に行為国の義務が問題となる局面が考えられる（一方的行為の拘束力）。

国際法における「対抗力」(opposabilité)の概念は発展状態にある。国内私法上の「対抗力」とは、当事者間においてすでに効力の生じている権利関係を第三者に対して主張(対抗)することができる法的効力(たとえば不動産の売買における登記の公示力)をいう⁽⁹⁾。この場合、ある一定事態が第三者に対して「直接的効果」を及ぼすのではなく、既存の実定法規の介在によってある法主体が当該事態の尊重を要請されるという「間接的効果」があるといえる。

それに対して、国際法上におけるそれはより広い概念として使用されているようにみえる。というのも、国内法においては契約の義務の第三者効力は、契約が第三者に義務を自ら発生させるという意味で(直接的効果)、「対抗力」ではなく「義務の拡大」として説明される一方⁽⁹⁾、国際法においては、たとえば「北海大陸棚事件」では大陸棚条約第六条の非当事国たる西ドイツへの第三国効力に関して対抗力の概念が用いられ⁽¹⁰⁾、「安保理決議二七六に反してナミビア(南西アフリカ)に居座る国家による法的効果」(「ナミビア意見」)においては安保理決議二七六の第三国効力について対抗力で説明され⁽¹¹⁾、「国境紛争事件」(ブルキナファソ対マリ)においては判決の第三国(ニジェール)効力に関して対抗力がないと判示され⁽¹²⁾、条約・決議・判決などの法的拘束力の第三国への拡大(直接効果)にまで対抗力の概念を援用しているようにみえるからである。しかしこれは対抗力という概念が、問題を紛争当事国間に限定して扱うために、また、ある法規が一定領域において有効であることと一般国際法上有効であることを正確に区別するために便宜的に用いられているとも解されよう⁽¹³⁾。

このように、国際法における対抗力の概念には二つの内容が混入されており、その原因は国際法規則が多くの場合不明確であるために、あるいは、それに加えて法や事実の評価が基本的に各国に委ねられているという国際社会の構造ゆえに、しばしば区別が困難であるといえる⁽¹⁴⁾。だがいずれにせよ、本質的なところは国内法の概念と同質であると思われる。つまり、ある法主体が行った何らかの行為の結果についてその行為に参加していなかった第三国に対してその有効性を主張しうる効果、これが「対抗力」と考えられる⁽¹⁵⁾。

したがってこれを一方的行為に適用すると、その場合の「対抗力」とは、一方的行為の行為国が相手国（第三国）に対してその行為の有効性を主張しうる効果を意味する。たとえば、一九五一年の「漁業事件」におけるノルウェーの一方的な直線基線の確定方式に関して国際司法裁判所は、「この事実の公知性、国際社会の一般的容認、北海におけるイギリスの地位、この問題についてのイギリス自身の利害関係、イギリスの長期にわたる意思表示の回避などによって、いずれにせよ、イギリスに対するノルウェーの国内措置の実施は是認されたといえるであろう」と判示した⁽⁴⁶⁾。また、一九七四年の「漁業管轄事件」におけるアイスランドの一方的な排他的経済水域の拡張行為に関して国際司法裁判所は、アイスランドの一方的行為は、公海に関するジュネーブ条約第二条に規定されている「公海の自由」および「他国に対する合理的配慮」に違反するとともに、一九六一年の両国の交換公文にも違反するとした。そして、アイスランドの五〇カイリもの排他的経済水域の拡大は、イギリスに対して対抗できない（are not opposable to）と判示した⁽⁴⁷⁾。このように、他国に対して義務を強要または自国の権利を主張する一方的行為は、通常、条約や慣習国際法などの実定国際法に基づくか他国の承認または黙認が存在することがその有効性をもたらすと考えられる⁽⁴⁸⁾。

一方、「拘束力」（la force obligatoire）とは法主体の行動を強制的に規律する作用（直接的効果）と定義されるであろう。なお、その内容については「実効性」と「法的拘束力」の区別、すなわち、「社会学的意味での法命題の“妥当”は、諸々の事実についての経験的な蓋然性を示す範例であり、法学的意味での妥当は、一つの論理的妥当である」⁽⁴⁹⁾という点を認識しておく必要もあると思われる⁽⁵⁰⁾。

ゆえに、国際法における「対抗力」と「（法的）拘束力」の概念の相違としては、第一に、対抗力は当該行為に参加していない第三国に対する効果であるのに対し、法的拘束力は行為国自身に対する効果を意味する点、第二に、対抗力は広義の概念（直接的効果）と狭義の概念（間接的効果）の両者を含むが本来は後者のはたらきを指し、対して法的拘束力とは行為国に対する直接的効果を意味する点が指摘される。そして、これを踏まえると、「承認」または「黙認」は対抗力に関連する一方的行為であり「一方的約束」は拘束力に関する一方的行為であるとい見混同しやすい両者の相違を理解しうるであろう。

三 一方的約束の法的拘束力

1 第三国に権利を付与する条約の効力

条約により第三国に対して権利を付与する行為は、自国が一方的に法的義務を負うという点で複数の国家による一方的宣言と同じ性質を有すると思われる⁽²¹⁾。これに対して、一方的約束は外部に対して向けられる一方、条約はその当事国間でこの法的効果の本質を生み出すとし、一方的約束によって創設される義務と第三国のために創り出される権利とを区別しなければならないとする立場もある⁽²²⁾。だが、第三国に権利を付与する規定の他の条約当事国と当該第三国とに対する両面性を考えれば、右の立場はそのうち前者の局面のみを考慮にいれたものにすぎないといえる。

この問題に関して、ILCでは第三国の同意の必要性について立場が二分した。

まず、権利の付与の場合であってもやはり第三国の同意が必要とする立場によれば、条約の当事国が条約を守っている間はその第三国はそれによって「利益」を得ていることができるが、もし当事国が条約を破ったとしても、第三国は権利侵害を主張することはできずあくまで条約当事国間の問題にとどまることになる。対して、Fitzmaurice委員らは、権利を付与するのに第三国の同意は必要ないとする⁽²³⁾。その根拠は、第三国のために権利を創設してはならない国際法上の規則はない、というものである（「法律行為自由の原則」、*「上部サヴォアとジェックスの自由地帯事件」*常設国際司法裁判所判決⁽²⁴⁾、条約法条約に関するハーバード草案⁽²⁵⁾でもこれを確認）。

しかしながら、前者の意見は、第三国が意思に反してまで条約の当事国になる可能性を懸念し特に権利と義務とが密接に関連している条約においては黙示的に義務を負ってしまう危険性がある、というフィンランド代表のカステレンの発言⁽²⁶⁾に反映されており、対して後者の意見は、権利が大多数の国に与えられる場合を想定しそのような場合、条約中で権利行使のための条件を設定しており逐次同意を与えずとも同意を推定するだけで十分である、というポーランド代表の意見⁽²⁷⁾に反映されている。この両者を比べてみると次のようにいえる。前者は第三国の意思のかかわりなく条約当事国が第三国に権利を付与することが一般原則として認められるかどうかを問題にし、それに対して否定的に答え

ている。他方、後者はどちらかといえば第三者が利益あるいは権利をすでに行使している場合もしくは行使することを前提にして同意が推定されるか否かを問題とし、それに対して肯定的に答えているのである⁽²⁸⁾。ここで後者が第三国の同意の推定に肯定的であるからといって、それがそのまま「第三国の意思にかかわりなく条約は第三国に権利を付与しうる」という一般原則までもを承認していることにはならないであろう。特に「受諾不必要説」の立場に立つと条件付き権利付与の場合に国家が意思に反して義務を負うという困難が生じる⁽²⁹⁾。条約法条約三六条二項でも「ただし、条約に別段の定めがある場合は、この限りではない」と規定し「受諾必要説」が妥当する局面を想定している。

結論として、ある条約によって第三国に権利を付与される規定が存在していても、当該第三国はその権利を受諾するかしないか自由に決定できるといえる。国家実行上もたとえば、前記「自由地帯事件」判決において、「第三国のための規定が第三国に対する実際の権利を目的としたものと容易に推定することはできない。しかしながら、国家主権がそのような目的や効果を有することを禁止する国際法は存在しない。多国間の文書の下で取得された権利の存在についての問題は、それゆえ個々に決められるべき問題である。確認されなければならないことは、第三国に有利な規定を設けた国は、第三国がそのようなものとして受諾した実際の権利を、後者のために生ぜしめることを意図していたかどうかである」⁽³⁰⁾と判示し、第三国の受諾を条件としている^(30bis)。

2 「国際交渉の中での約束」および「法廷での宣言」との区別

さて、一方的約束といった場合、次の二つの近接概念と区別する必要がある。

まず第一に、「国際交渉の中での約束」である。これは、相手国との外交交渉の文脈でなされた文書または口頭による約束をいう。この種の約束は、外交交渉という二国間関係の枠組みでなされること、相手国の受諾の有無如何によって約束の価値が得喪することなどから、その法的拘束力の根拠には「合意は拘束する」が当てはまることになる。つまり、従来からいわれている「形式的には一方的だが実質的には合意」である約束である⁽³¹⁾。

たとえば、「東部グリーンランド事件」においてはノルウェー外相イーレンが「ノルウェーはこの問題の解決について障害をもたらさないであろう」という口頭での声明を発したが、これは両国の国際交渉の状況において、東部グリー

ンランドに対する主権が自国にある旨のデンマークの主張に対する実質的な返答を構成すると解される⁽³²⁾。また、「東部カレリアの地位に関する勧告的意見」においては、ソ連・フィンランド間のドルバット講和条約締結の際に発せられた「東部カレリアの自治に関するロシア代表の宣言」が問題となったが、裁判所はこの宣言が法的拘束力を有するのは当該宣言が契約的性質を有する場合に限られるとした⁽³³⁾。「アルバニア少数者学校事件」における常設国際司法裁判所・勧告的意見では、フィンランド、リトアニア、ラトニア、エストニア、ブルガリア、ギリシア、イラクらがなした「少数民族保護宣言」について、これが国際連盟総会決議による少数者保護の勧告を受諾した一種の契約的性質を有するものであると判断した⁽³⁴⁾。最近の例では一九九三年一月五日、北朝鮮が I A E A の検査察を受け入れる旨の約束をしたがこれも国連の検査察要求という行為に対する返答である⁽³⁵⁾。いずれも実質的には「合意」と解される。

第二に、「法廷での宣言」との区別も必要であろう。これは、国際裁判の法廷における宣言や裁判手続きの一環として行われるヒヤリングの際の宣言などである。

たとえば、「マブロマチス事件」第二判決の際に、イギリスが口頭手続中に行った「英国政府がマヴロマチスのエルサレムにおけるコンセッションに関して実施する用意があるしまた進んで行く」という宣言に対して、裁判所はこれが法的に拘束する点は疑えないと判示した⁽³⁶⁾。また、「上部シレジアにおけるドイツ人の権益に関する事件」において、裁判所が行ったヒヤリングにおいてポーランドがある特定地域については収用を行わない旨を宣言したことに対して、裁判所はこれらの宣言の全ての法的拘束性について疑いを有しない、と判示した⁽³⁷⁾。「サン・ローラン湾における密漁事件」仲裁判決においてフランス政府が「決められた割当量以上にタラを捕獲しない」と口頭手続中に行った宣言について、仲裁裁判所はその法的拘束性を容認した⁽³⁸⁾。「グレートベルト通航事件」(仮保全措置)においてデンマークが口頭弁論の際に「一九九四年まではグレートベルトの航行の妨害をなすいかなる建造物も立たないだろう」と保障したことに対し、裁判所はこれをもって仮保全措置命令を下す必要性を失ったと判断した⁽³⁹⁾。

allengans contraria non audiendus (裁判所で矛盾することを申し立てるものは聞かれるべきではない)⁽⁴⁰⁾。これらを「核実験事件」におけるフランス

の一方的約束と並列する立場もあるが⁽⁴¹⁾、これらの宣言は裁判という双方向的な形式的行為の一環として行われるものでありまたそれらには裁判所の権威が直接含まれているのであるから、厳密な意味での一方的約束とはいえないと解せられる⁽⁴²⁾。

3 「必要的」一方的約束と「社会的」一方的約束

以上のような「約定」・「宣誓」とは異なり「純粹に一方的な約束」もいえる約束が存在する。この宣言は「国際交渉中でなされない」(not made within the context of international negotiations)⁽⁴³⁾性質を有し、かつ「裁判所の外で」(outside the Court)⁽⁴⁴⁾行われた約束をいう。

一方的約束の法的拘束力を考える際の最も重要な要素は約束国の「意思」である⁽⁴⁵⁾。

たとえば「北海大陸棚事件」では西ドイツが大陸棚条約第六条（等距離原則）に拘束されるかが焦点となった。同条約に署名はしたが批准はしていない西ドイツは、一九六四年一月二〇日の声明で、自国が大陸棚条約に基づいて天然資源の探査と開発のための大陸棚に対する主権的権利を確証し、近いうちに批准の憲法的基礎を作るために条約加入の法案を立法府に提出する用意がある、と宣言した。これに関して、デンマークとオランダは同宣言によって大陸棚条約第六条（等距離原則）が西ドイツに義務的になったと主張した⁽⁴⁶⁾。国際司法裁判所は次のように述べた。

「右の主張に関しては、明らかに、連邦共和国のような立場にある国の側のきわめて明確で、首尾一貫した一連の行動だけが、裁判所によるその主張の支持を正当化しうるにすぎないであろう。そして、もしこの一連の行動が存在していたとすれば、すなわち、条約の制度の適用性に対する明白な受諾または承認の真の意思があったとすれば、なぜ条約を批准することによってその意思を表明するという明確な手段を用いなかったのか、という疑問が生じる。……このような正式な手続きをとらなかった国が他の手段によって義務を負うことは容易に推定されてはならない。」⁽⁴⁷⁾

上からいえることは、条約などの通常の「合意」の方式をとることができる局面においてそれを行わなかったということは、約束国には法的義務を負う意思は存在し難いということである⁽⁴⁸⁾。こう考えれば、一方的約束によって法的

義務を負う意思が認められる場合というのは、通常の「合意」の形態をとることが困難であるという特別事情がある場合のときであり、そこにこそ真の「一方的約束」が作動する領域が存在すると考えられる⁽⁴⁹⁾。そしてそのような場合にまで約束の法的拘束力を否定する国際法は存在しない（法律行為自由の原則）⁽⁵⁰⁾。

そのような局面は次の二つに分類されると思われる。まず第一に、他に義務を負うことが実際上不可能である場合（「必要性」*nécessité*）であり、第二に社会的に望ましい結果が予想される場合（「社会性」*socialité*）である⁽⁵¹⁾。

第一の局面としては、たとえば約束国と名宛国とがある問題について全く異なる立場をとっていたり同じ交渉の場に座ることが不能なため外交交渉が不可能である場合や⁽⁵²⁾、ある条約に加入したいがそうすると他のある非締約国との関係を悪化させるという理由によりまた自国の敵対国に事務局が置かれているなど種々の事情により一方的約束をなす場合⁽⁵³⁾、または緊急の必要性に駆られた場合などが想起される。第二の局面としては、国際社会全体に対して社会的義務（*obligation erga omnes*）を負う場合が適合しうる。「核実験事件」におけるフランスの大気中核実験の中止という地球環境保護に資する一方的約束が該当しうる⁽⁵⁴⁾。国際社会全体と合意を形成するなど不可能であるからである。

ところで、第一の類型（必要性の一方的約束）も最終的には名宛国の意思に左右されてしまうだろう。なぜなら、第三国に権利を付与する条約の効力のところで論じたように、権利を受諾するかしないかはその国の自由意思に任されているからである。Suy教授も次のように述べる。

「約束は第三者の、またはあらゆる場合、約束が向けられている権利の法主体である国々や直接の利益を受ける国々の認知（*connaissance*）を導かなくてはならない。すなわち、これらの国々がそれを認知する必要がある。それゆえ、約束は受領（*réception*）の規制下におかれる一方的行為なのである。」⁽⁵⁵⁾

つまり「一方的約束」が有効であるためには、受益国にそれが「認知」される必要がある。たとえば、ある国が金銭的な給付を与えることを他の国家にした場合、もし、それがその国にとって必要ではなかったり、その給付の条件が好ましいものではなかったりした場合など、その「一方的約束」が相手国に不利益を与えるようなものである場合に問題が生じうる。しかしながら、そのようなものは約束ではない。Rebus sic stantibus omnis promissio intellegitur

(約束はすべて事情がこのような状態にあり続ける限りにおいて、理解される)⁽⁵⁶⁾。その場合は、受益国の信頼が欠如しているしまた受益国の拒否の意思表示があるであろう。その結果、その約束は価値を失う。名宛国の意思に依存する限りそれは厳密な意味における一方的約束ではない。

4 約束国の「意思」と「公然性」

そうではなく、ある一国の意思に左右されえない、「真の一方的約束」ともいえるものが存在する。それが「核実験事件」におけるフランスの一連の大気圏核実験停止宣言である。この判決において、「一方的宣言」の法的拘束力に関して次のように述べられている。

「法的または事実的状况に関する、一方的行為による宣言が法的義務を創設する効果を有する場合はよく理解されていることである。この種の宣言は、特別な場合があるし、またしばしばそうである。その宣言の言葉に従って拘束されるようになるべきであるというのが宣言国の意思であるときには、その意思は宣言に法的約束の性質を付与し、その結果、その国家はその宣言に一致した行動を今後とることを法的に要請されるのである。この種の約束は、公然と行われかつ拘束される意思を有する場合には、たとえ国際交渉の状況でなされたものでなくとも拘束力がある。このような状況のもとでは、約因のようなものや他国の受諾や反応などは、宣言が効果を発生させるためには必要ではない。なぜなら、このような条件は国家による宣言がなされた場合の法律行為の一方的性質に厳密には矛盾するからである。」⁽⁵⁷⁾ (傍線は筆者)

すなわち、「一方的約束」が法的拘束力を有する要件として国際司法裁判所が挙げたのは、①宣言国の意思と②宣言の公然性であり、他国の受諾や反応は必要ないとしたのである⁽⁵⁸⁾。

まず第一の要件である「意思」解釈に関して論じる。

これに関して、一方的約束の場合は真の意図は約束国のみが知りうるという理由で名宛国保護のため文言解釈を重視する立場もある⁽⁵⁹⁾。しかし、一方的約束の場合が「合意」の可能性・困難性に依存するとすれば、宣言の「文言」のみならず約束がなされた「状況」も考慮する必要があり⁽⁶⁰⁾、また「非法律的約束」との区別の必要性⁽⁶¹⁾および「制限的解釈の原則」⁽⁶²⁾がこれを補強する。

たとえば、一九八六年の「ブルキナファソ対マリ国境紛争事件」においては、

マリ首相の次のような一方的宣言が問題となった。

「マリは、一二四〇〇〇〇平方キロに拡大し、一五〇キロの長さの領域の切れ端に対して争うことを正当化しない。たとえ、アフリカ統一機構の委員会が、これに反対して、国境線がバマコを通ることを決定したとしても、私の政府はその決定に従うであろう。」⁽⁶³⁾

国際司法裁判所は当該宣言の法的拘束力について次のように判示した。

「一方的行為の行為国の意思を評価するために、その行為がなされた状況を全て考察する必要がある。たとえば、「核実験事件」においては、フランスの核実験の継続可能性の点で、利害関係国は原告のみではなかったから、フランスの一方的宣言が『原告も含めて世界に広く、これらの実験を停止する有効な意思を伝えられた。』（ICJ Reports 1974, p.269, para.51, p.474, para.53）、と裁判所は見解を示した。このような特別な状況においては、フランスは一方的宣言によってのみしか拘束される意思を表明できなかったのである。原告のそれぞれと、自己の行為の合法性についての争いを危うくすることなく、交渉による解決を受諾しうる方法には困難があった。

本件の状況はこれと根本的に異なっている。すなわち本件の場合、事件当事国は、通常の方法つまり双方向的な基礎に基づく正式の合意によってアフリカ統一機構・調停委員会の決定が法的拘束力があることを受け入れる意思を表明することができたはずである。したがって、当事国間で正式な合意が締結されなかったのであるから、裁判部は、一九七五年四月一日のマリ元首の宣言を法的な意味を有する一方的宣言と解釈することはできない。」⁽⁶⁴⁾

また「ニカラグアにおける米国の軍事的・非軍事的行動事件」（本案・一九八六年）においては、人権尊重・自由選挙の実施等に関する米州機構の勧告決議を受けて出されたニカラグアの書簡について、当該決議が法的拘束力を有しないことまたこれが国内問題にすぎないことなどから、それが単なる意思の表明にすぎず法的な約束であることを否認した⁽⁶⁵⁾。「核実験事件」におけるフランスの一方的約束についても、たしかに文言のみを見れば⁽⁶⁶⁾単なる政治的政策の発表にすぎないとの批判もある⁽⁶⁷⁾。しかし、これら一方的約束が同事件の裁判手続きが行われている時期になされたこと、同じ内容の約束が繰り返されたことなどの「状況」⁽⁶⁸⁾がこの批判を緩和する。

次に、第二の要件である「公然性」を検討する。

このような真の意味の「一方的約束」の起源は、ローマ時代にさかのぼる。ローマ法においては、「片約」と呼ばれていた。「片約」とは、将来に関し絶えず努力することを義務づける意思の決定をいう。この種的意思表明は、絶対的または条件的に拘束力を有するが、相手方に権利を与えないとする⁽⁶⁹⁾。個人に対する片約には、拘束力が与えられていなかった。しかし、ローマ法上、例外的に当事者の一方的意思表示により相手方の承諾を必要とせずに債務関係が発生する場合がある。それには、次の二つがある。

第一は、「寄進の申込」(votum)すなわち、神に金額または物を献納すべき申込である。申込者にかかる申込により神に対して債務を負うものとされ、その神の祭官は訴訟によって申込の給付を請求することを得る。第二は「寄付の申込」である。これは、都市のためにその建造物を建造することまたはその都市の官職を得たことに対する報酬としてもしくは官職を得るためにこれに金額を寄付すべきことを申し込む場合であって、これによって申し込み者は債務を負担することになった。つまり、例外的に、公の利害関係に関する重大な場合、すなわち公法人および神に対する金銭労務の提供を内容とする場合のみその効力を認められて、特別訴訟手続きで訴えられたのである⁽⁷⁰⁾。

また、「片約」については、グロチウス『戦争と平和の法』第二巻第十一章「三・自然法によれば片約は拘束力を有するが、それによって他人は権利を取得しない」の項で述べられている。それは以下のようなものである。

「第二の態様は、意思が、意思の継続の必要を示すに十分な表示で、将来のことに關して決定する場合である。これは国民法規を考慮しなくとも、絶対的または条件的に拘束力を有するが、相手方に、本来的意味における権利を与えないところの片約ポルリキタチオ (pollicitatio) と称しうるものである。けだし多くの場合において、慈愛と報恩の義務 (debitum) で明らかのように、また信義誠実 (constentia sive fidelitas) の義務 (debitum) に類似するように、我々自身に対しては義務 (obligatio) を生ずるが、他人に対してはなんら権利を生じない場合が起こるからである。それ故、かかる片約によっては、片約をなしたものの財産はこれを保留することができるが、自然法によって片約をなしたるもの自身に、その信実 (fides) を守ることを強制することはできないのである。」⁽⁷¹⁾

国際社会全体に対する一方的約束の場合には、その認知は「公然と」すなわ

ち前世界に同時に伝わる方法でなされる必要があるのはいうまでもない。たとえば「核実験事件」におけるフランスの演説や、ナチス・ドイツのヒトラーの行った第二次大戦直前のオーストリア、オランダ、ベルギー、チェコスロヴァキアに対する一連の不可侵・保障宣言のようなものである⁽⁷²⁾。

そして受益国の積極的な行為は必要とされない。なぜなら、その「一方的約束」が「公然と」行われた場合は、他国がそれを信頼することが推定され、また少なくとも将来の行動に影響を与えられるからである。Franck教授は次のように述べる。

「おそらく、国際社会においては、諸国家間の決定的な相互依存性により、ある国家が特定の約束の形でいうことは全て必然的に他の諸国家の現状認識・将来予測・計画に影響を与えるであろうから、このような窮屈な、小さな世界においては信頼は無意味になってきたのである。」⁽⁷³⁾

そして、国際社会全体に対する「一方的約束」は、その内容が国際社会の共通利益（「共同体利益」）に合致してこそ、国際社会全体の信頼を得るであろう。

この「共同体利益」が何を指すか、いまもって議論があるが、筆者としては、国際平和の安全の維持・地球環境の保護（「核実験事件」）・集団殺害の禁止（「ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロの集団殺害防止条約の適用に関する事件」一九九三年、国際司法裁判所仮保全措置）⁽⁷⁴⁾、また、より一般的な利益である、国際河川・国際運河の自由通航（一九五七年のスエズ運河の自由通航に関するエジプトの宣言）⁽⁷⁵⁾もこれに含めてもよいと思われる。

この国際社会における「共同体利益」の根底には、国家間の相互依存性、または「社会的連帯性」という事実が存在すると考えられる。

国家は単独では生きていけない⁽⁷⁶⁾。よって、そこに分業が発生する。しかし、分業の最も顕著な効果は、「規模の経済」という単に経済的なものではなく、さまざまな機能を「連带的」にしているということである。「分業の役割は、現存の社会を美しくし改善することであるばかりではなく、連帯機能を有する社会の存在を可能にすることでもある。」⁽⁷⁷⁾ そして、現代国際社会は二一世紀に向けて一層の分業体制に進んでいる。現在、もはや一国で一つの商品さえも作れない。各国は、貿易を通じて原材料や部品などを調達しないがぎり生産できないほどにまでなっている。今後、国家間の相互依存性、つまり「社会的連帯性」はますます強固になっていくことが予想される。

このような状況下では、国家は絶対的な主権をもつ単独の存在ではなく、共同体 (community) の一員として存在することになる。その結果、国家は共同体の利益の向上が自国の利益の向上につながることを意識するようになり、こうして「共同体利益」が発生すると考えられる。そのように、「共同体利益」に合致する、国際社会全体に対する一方的約束に関しては、少数の国家の拒否は無意味と考えられる。なぜなら、その利益は、国際社会全体のものであるから、ある一国が放棄しうる性質のものではないからである。たとえば、「核実験事件」において、オーストラリアはフランスの一方的約束を全く信用しなかった⁽⁷⁸⁾。しかしこのような場合でも、依然、当該一方的約束の法的拘束力は存在するであろう。

5 一方的約束の法的拘束力の法的基礎

そして、一方的約束の法的拘束力の基礎には、受益国の「信頼」があると思われる。Suy教授も次のように述べる。

「ある法主体がその約束を信頼しその約束者を信用する旨を表明したとき、実際には締結行為による受諾がなされるであろう諾成契約に関連しないけれども、「合意は拘束する」によって、その約束は法的拘束力を有するであろう。……申込が法的拘束力を有するためには受諾されなければならないとするとき、約束はそれが受信者に到達したときに受諾が行われる。なぜなら、その時有利となる主体の信頼 (confidence) がその基礎にあるからである。」⁽⁷⁹⁾

思うに、条約の締結行為は、次の二つに行為に分解できると思われる。それは、一方が他方に信頼を与える行為、そして後者が前者に信頼を与える行為である。「一方的約束」は、その条約締結行為の片方が存在しない形態の約束と考えられる。したがって、理論的には条約と同じであり、一方の行為によって他方に信頼が発生すれば、前者は後者の信頼を保護しなければならないのである。

こう考えると、条約の法的拘束力の基礎と「一方的約束」の法的拘束力の基礎には同じものが存在すると考えられる。つまりそれは、相手国の「信頼利益の保護」である⁽⁸⁰⁾。これに関して「核実験事件」判決は次のように述べている。

「どのような法源であろうと、法的義務の創設及び履行を支える基本原則の一つは信義誠実の原則である。信用と信頼は、国際協力に固有なものであり、

多くの分野におけるこの協力がますます必要となりつつある時代においては特にそうである。「合意は拘束する」の原則が信義誠実の原則に基礎をおいているのと同様に、一方的宣言によって引き受けられる国際義務の拘束性もまた同様である。したがって、利害関係国は一方的宣言を認知し、それらの宣言を信頼しうるのであり、このように創設された義務が尊重されるように要求することができるのである。⁽⁸¹⁾

「信義誠実」が初めて登場したのは知る限りではローマ時代である。ローマ法においては、法律行為の成立には厳格な「要式主義」・「属人主義」がとられていたので、外国人が法的な取引を行うことが不可能であった。したがって、ローマ人が外国人との取引を行う場合、法的な救済がないため相手を信頼するしかなかった。これが「信義誠実」の起源である⁽⁸²⁾。

国際法においても、たとえば、ウィーン条約法条約二六条・国連憲章第二条二項・友好関係原則宣言第七原則における条約の誠実な履行義務、条約法条約三一条における条約の誠実な解釈義務、同一八条の条約の効力発生前に条約の主旨、目的を失わせるような行為を行うことを禁止する規定などさまざまな場面で同原則は国際法規則となっている⁽⁸³⁾⁽⁸⁴⁾。

その「信義誠実の原則」を法的拘束力とおくことに対して、Zoller教授は、誠実な、真摯な、正直な精神を意味する「信義誠実」は道徳的な概念であって法的拘束力の基礎とはなりえず、それは法規範が言及している場合のみ紛れもなく法的原則になるにすぎないと反論する⁽⁸⁵⁾。たしかに「信義誠実」を同教授が理解するようなものとしてとらえれば妥当とも思える。つまり、誠実に義務を履行したが過失によって相手国に損害を与えた場合、違法行為は成立しないのかという問題に対しては否定的に答えられるのであり、「過失」の問題と「信義誠実」は両立しないことになる⁽⁸⁶⁾。すなわち、法は善意であろうと悪意であろうと守りさえすればよいのであって、「信義誠実」な精神とは無関係であるといえるだろう。

だが、はたして「信義誠実の原則」をZoller教授がとらえるように、完全に内面的なもののみ限定できるのであろうか。かつて、トマジウスやケルゼンなどは法と道徳を完全に分離する立場から、道徳を内面的な問題、法を外面的な問題と理解した⁽⁸⁷⁾。だが、道徳にもさまざまなものが考えられ、いくつかのものは外部的な行為も要求するものもあるだろう。ヘーゲルは、法は外面的

なものしか要求しないもの、道徳は外面的なものとの両方を要求するものとして考えている⁽⁸⁶⁾。たしかに、約束を守るという行為は、たとえそれが悪意に基づいていたとしても、道徳に合致するものと評価されるであろう。

こう考えると、「信義誠実の原則」といった場合、法を尊重するという誠実な精神と約束に忠実である精神という、主観的概念と客観的概念が相互に補完的關係にあるとみることができると思われる。そして後者の概念が一方的約束の法的拘束力の基礎にあると考えられる⁽⁸⁷⁾。Zoller教授自身も、法的に国家を拘束するのは名宛国の法的利益であると論じているが⁽⁸⁸⁾、これが「客観的信義誠実」であるととらえられる⁽⁸⁹⁾。

国家実行においても、先に述べた「核実験事件」をはじめ、「WHO勧告意見」⁽⁹⁰⁾、「ブルキナファソ対マリ国境紛争事件」⁽⁹¹⁾、「国境でのそして国境を越えての武力紛争事件」⁽⁹²⁾などにおいて、「客観的信義誠実」は国際法の基本原則の一つであると承認されている。

また、Rubin教授は「信義誠実の原則」を基礎におくと一方的約束が撤回不能になりその結果、条約よりも義務が重くなってしまうと反論する⁽⁹³⁾が、同原則は永久に約束の廃棄を意味するのではなく、約束を撤回・変更する場合は相手国に通告し⁽⁹⁴⁾その信頼・将来予想に支障を来さないようにする義務が生じると解されよう。

たしかに、その法的拘束力を承認するには「信義誠実の原則」のみでは不十分でありそれを確保する制度的保障が必要かもしれない⁽⁹⁵⁾。だが、そこには約束国の意思という主権的要素が介在しているのであり⁽⁹⁶⁾、また「拘束力」と「実効性」の相違、および国際社会の相互依存性からくる何らかの非物質的、精神的な「力」の要素も混入しうると考えれば、これを認めることも可能であろう。

Suy教授は次のように述べる。

「国際関係の安全という究極の利益は、約束がその受益国によって認知されたとき、その約束が法的に拘束することを要求するのである。そして、その利益は、全ての国際関係を規律する信義誠実の原則 (le principe de la bonne foi) の中に表されるのである。pactum の概念を広げることにより、約束の源泉たる根本規範は、国際約定 (les engagements internationaux) が尊重されることを命令する慣習法規範であるといえると思われる。」⁽⁹⁷⁾

とくに、現在の国際社会における相互依存性の増大—「社会的連帯性」—は、ますます相互の信頼関係の強化を要請するであろう。よって、いっそう「一方的約束」の法的拘束性が正当化されるのであり、もはや「約束は拘束する」(promissio sunt servanda)⁽⁹⁸⁾という原則が国際社会には確立していると考えられるのである。

四 結び

人間は、まず第一に他人との関係に立つ。そして第二に国家の成員でもある(ヘーゲル)。よって、人間は他人に対する義務と国家に対する義務を有する。同様に、国家も他の国家との関係に立つと同時に、国際社会の一員でもある。ゆえに、他国に対する義務と国際社会に対する義務(obligation erga omnes)の二つを有する。以前から、「合意は拘束する」と論じられてきたが、それは前者の私的自治の関係における他国との義務の形成について妥当するのみである。

これまでに論じたように、真の「一方的約束」が作動する領域は「合意」の形成が困難であるという特別事情がある場合にこそ存在する。多くの場合、それは国際社会全体に対する義務負担の宣言であろう。その場合、真の「一方的約束」または「片約」は、右のうちの後者の義務、すなわち「社会的義務」を自ら負う行為—非常に特殊である—である。「社会的義務」、それは国際社会の利益すなわち「共同体利益」に合致するものでなくてはならない。なぜなら、約束によって義務が発生するということはそれに対応する権利が国際社会に発生する、そして、権利とは法によって守られる利益をいうのであるから、「共同体利益」に合致しない表明は約束とはいえなくなるからである。

それが法的拘束力を有するためには、まずその約束国の法的に拘束される「意思」が必要である。そして、それが「公然と」行われれば、国際社会の「信頼」は推定されるのである。また、これが「社会的な」ものであるゆえ、少数の国の意思には左右されえないであろうし、その意味において「真の一方的約束」といえるのである。その法的拘束力の基礎には、約束国の意思と国際社会全体の信頼利益の保護が存在する。

「核実験事件」判決が国際社会に与えた影響は大きい。政治家たちの発言は一層慎重になったといえる⁽⁹⁹⁾。それとともに、国際法秩序に対しても変化を与

えた。時折、権利の発展は非常に進歩的な方法によって生じるのであり、たとえば人権宣言によるように、対応する義務の具体的内容が与えられる前にそれは始まる⁽¹⁰⁾。国際法秩序はいまだ不完全である。同様に、権利に先行して義務が発生し国際法体系の不完全性を補完する役割を果たすことも考えられ、一方的約束はそのような意義を有しているともいえる。

【註】

- (1) Combacau, J. & Sur, S., *Droit international public*, Paris, Montchrestien, 1993, p.92
- (2) Nguyen Quoc Dinh, Daillier, P. & Pellet, A., *Droit international public*, 4e éd., Paris, L.G.D.J., 1992, p.356.
- (3) Suy, E., *Les actes juridiques unilatéraux en droit international public*, Paris, L.G.D.J., 1962, pp.16-43.
- (4) *Ibid.*, pp.47-187.なお Brownlie教授は、この分類方法が関連する法的関係が多様であることを不明確にし、またこのような分類は表面的であって要件と結果を混同するおそれがあると反論している (Brownlie, I., *Principle of Public International Law*, 4th ed., Clarendon Press, Oxford, 1990, pp.637-8)。
- (5) Paul de Visscher, 《Remarques sur l'évolution de la jurisprudence de la Cour Internationale de Justice relative au fondement obligatoire de certains actes unilatéraux》, *Essays in Honour of Judge M.Lacks*, Nijhoff, 1984, p.460.
- (6) *Ibid.*, pp.459, 461.
- (7) Combacau & Sur (n.1), p.95.
- (8) 藤木・金子・新堂編『法律学小辞典(増補版)』, 一九八六年, 有斐閣, 616頁, 「対抗力」の項。フランス民法上でも, 「法秩序のある要件(*élément*)」が直接の活動領域を越えて間接的に効果を及ぼす場合, その要件に対して認められる特質」と理解されている (Duclos, J., *L'opposabilité (Essai d'une théorie générale)*, L.G.D.J., Paris, 1984, p.22, para. 2.1)。
- (9) *Ibid.*, pp.86-7, para.61.
- (10) ICJ Reports 1969, p.41, para.69: "quo conventional rule however, as has already been concluded, it is not opposable to the Federal Republic."
- (11) ICJ Reports 1971, p.56, para.126.: "In the view of the Court, the termination of the Mandate and the declaration of the ille-

gality of South Africa's presence in Namibia are opposable to all states..."

- (12) ICJ Reports 1986, pp.579-80, para.50 : "In accordance with Article 59 of the Statute, this Judgment will also not be opposable to Niger as regards the course of that country's frontiers."
- (13) Starke, J.G., "The Concept of Opposability in International Law", 5 Australian Y.I.L., 1968, pp.3-4.
- (14) なお、江藤淳一「国際法における対抗性の概念」、『東洋法学』三六巻一号、一九九二年、151頁。
- (15) 同論文、120頁。
- (16) ICJ Reports 1951, p.139. : "The notoriety of the fact, the general toleration of the international community, Great Britain's position in the North Sea, her own interest in the question, and her prolonged abstention would in any case warrant Norway's enforcement of her system against the United Kingdom." ただし下線部分の仏語訳は英訳と異なり、《à la Norvège d'opposer son système au Royaume-Uni.》となっており、「対抗する」という用語が用いられている。
- (17) ICJ Reports 1974, p.29.para.67. この判決において、アイスランドの漁業水域の一方的設定が対抗力をもたないと判示されただけであって、その合法性は判断されなかったと理解し、これをもって対抗力の問題と合法性の問題は別であるとする立場もあるが（芹田、田畑・大寿堂編『ケースブック国際法』、15頁）、イギリスが伝統的漁業権を有しており、その結果当該行為は公海条約第二条の「他国に対する合理的配慮」に違反すると判断されたのではないだろうか。
- (18) この点につき山本教授は、実定国際法の範囲を越える国家の国内措置というものを念頭に置き、そこにおいては合法違法の判断というよりは不当の判断がなされるとし、そしてそのような行為が国際社会の共通利益を確保する緊急性に応えるものとして対抗力を備えるようになった場合には「衡平」概念に基づき新たに国際法を形成しうる、という理論を提示する。山本草二「国際紛争要因としての対抗力とその変質」、『八千代国際大学紀要・国際研究論集』、六巻一号、一九九三年、73頁。この考えには国際法と国内法との関係における「等位理論」が背景にあると思われる。なお一方的国内措置と国際法との関係を論じたものとして、Dehaussy, J., 《Les actes unilatéraux》, Juris-Classeur de Droit International, Fascicule 14, Paris, Edition Thechniques, 1958, pp.17-24 も参照。
- (19) Weber, Gessammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik, S.478;大橋・三島・田中編『法哲学要項』、一九九一年、青林書院、180頁より引用。

- (20) たとえば、「武力行使の禁止」原則はしばしば破られまた国際司法裁判所の判決もしくは仮保全措置命令もまれに守られないことがあるが（「コルフ海峡事件」判決に対するアルバニアの行動、「テヘランにおける人質事件」仮保全措置命令に対するイラン・米国の行動）、それらは法や判決の法的拘束力を否定するわけではなく、国際社会の実効性の程度を説明しているにすぎない。
- (21) Virally, M., "Sources of International Law", Sørensen, M.(ed.), Manual of Public International Law, Macmillan, London, 1968, pp.154-5.
- (22) Combacau & Sur (n.1), p.97; Rubin, A.P., "The International Legal Effects of Unilateral Declarations", 71 AJIL, 1977, pp.23-4.
- (23) YBILC, 1966, II, p.228.
- (24) PCIJ(1932), Ser.A/B, n°46, pp.147-8.
- (25) AJIL, 1935, Supplement, p.935.
- (26) Reports of ILC, 1968, 35th Meeting, pp.193-4.
- (27) Ibid., p.195.
- (28) 小森光夫「条約の第三者効力と慣習法の理論（一）」、『千葉大学法経研究』九号（一九八〇年）、75頁。
- (29) Reuter, P., Introduction to the Law of Treaties, Printer Publishers, London, 1989, pp.81-2.
- (30) PCIJ(1932), Ser.A/B, n° 46, pp.147-8.
- (30bis) 以上、経塚作太郎『条約法の研究』、中央大学出版部、一九六七年も参考。また、同論文中において「共同体利益」に関連する場合には「第三国を益しも害しもしない」という原則が当てはまらないとしている点、以下の論証のヒントになった。
- (31) Suy, E. (n.3), p.113; Fitzmaurice, G., "The Law and Procedure of the International Court of Justice 1951-4", BYIL, vol.33, 1957, pp.229-30.
- (32) PCIJ(1933), Ser.A/B, n° 53, p.71; Suy (n.3), pp.121-6; Quadri, R., 《Cours général de droit international public》, RCADI, 1964, III, p.365; Venturini, G., 《La portée et les effets juridiques des attitudes et des actes unilatéraux des États》, RCADI, 1964-II, p.397; 山本草二「一方的国内措置の国際法形成機能」、『上智法学論集』三三巻二・三合併号、一九九一年、59頁。中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（二）」、国家学会雑誌一〇六巻三・四合併号（一九九三年）、89-92頁。
- (33) PCIJ(1923), Ser.B, n° 5, p.28; Suy (n.3), pp.124-6; Quadri (n.32), pp.132-3.

- (34) PCIJ(1935), Ser.A/B, n^o 64, pp.15-6 ; Suy (n.3), pp. 114-21 ; Quadri (n.32), p.128 ; Venturini (n.32), p.399.
- (35) 一九九三年一月五日(土)付『読売新聞』朝刊。
- (36) PCIJ(1925), Ser.A, n^o 5, pp.37-8.なお、この宣言が確認的意味しか有しないとしてその法的拘束性を否定する立場として、Quadri (n.32), p.130.
- (37) PCIJ(1926), Ser.A, n^o 7, pp.10-3.
- (38) 90 RGDIP, 1986, p.756.
- (39) ICJ Reports 1991, pp.17, 18, 20, paras.23, 27, 38.
- (40) 柴田光蔵『法律ラテン語格言辞典』, 玄文社, 一九八五年, 13頁。
- (41) 山本草二「一方的国内措置の国際法形成機能」, 『上智法学論集』三三巻二・三合併号(一九九一年), 56-7頁 ; Nguyen Quoc Dinh, Daillier, P. & Pellet, A.(n.2), n^o 239, p.354.
- (42) Rubin (n.22), p.3 ; Skubiszewski, "Unilateral Acts", Bedjaoui, M. (ed.), International Law : Achievements and Prospects, Nijhoff, UNESCO, Paris, 1991, pp.223, 231 ; Thirlway, H., "The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-89 Part One", BYIL, 1989, p.11.
- (43) ICJ Reports 1974, p.267, para.43.
- (44) ICJ Reports 1974, p.269, para.50.
- (45) Fitzmaurice, G., "The Law and Procedure of the International Court of Justice 1951-4", BYIL, vol.33, 1957, p.230 ; Suy (n.3), p.149 ; Carbone, S., "Promise in International Law : A Confirmation of its Binding Force", Ital.Y.I.L., 1975, p.169.
- (46) ICJ Pleadings 1969, vol.I, pp.39-41.
- (47) ICJ Reports 1969, pp.25-6, paras.26-8.
- (48) なおこの点につき、中谷(註32), 122-3頁, 註65も参照。
- (49) Sicault, J.D., 《Du caractère obligatoire des engagements unilatéraux en droit international public》, 83 RGDIP, 1979, p. 688.
- (50) Jacqué, J.P., Elements pour une théorie de l'acte juridique en droit international public, L.G.D.J., Paris, 1972, p.256.
- (51) フランス民法における一方的約束の議論より応用。
Flour, J. & Aubert, J-L., Les obligations (1.L'acte juridique), 6e éd. mise à jour et enrichie, Paris, Armand Colin, 1994, pp. 381-2 を参考。また、日本民法上の一方的約束の研究として、滝沢昌彦「申込と約束—契約成立理論の発達—」, 『一橋大学研究年報 法学研究』二四号も参照した。
- (52) Sicault (n.49), p.687.

- (53) 中谷(註32), 122頁。
- (54) Weil, P., "Towards Relative Normativity in International Law?", 77 AJIL, 1983, p.432. なお, 地球環境保護の国際社会の共通利益性については, 大谷良雄「国際社会の共通利益概念について一試論」, 大谷編著『共通利益概念と国際法』, 一九九三年, 国際書院, 16-7頁を参照。
- (55) Suy (n.3), pp.149-150.
- (56) 柴田光蔵『法律ラテン語格言辞典』, 一九八五年, 玄文社, 247頁。
- (57) ICJ Reports 1974, p.267, para.43.
- (58) これより早くに Suy (n.3), p.150 でそのように論じられている。
- (59) Sicault (n.49), pp.647-50; 中谷(註32), 101頁。
- (60) ICJ Reports 1974, p.474, para.51; Fitzmaurice (n.45), p.230;
- (61) たとえば, 口頭での共同コミュニケをその文言とそれが行われた「特別な状況」に基づき法的な国際合意と解釈した例として「エーゲ海大陸棚事件」国際司法裁判所判決(ICJ Reports 1978, p.39, para.96)がある。また, シャクター教授も非法律的合意と条約との区別する基準に関して文言と状況を考慮する必要があると述べている(Schachter, O., "The Twilight Existence of Nonbinding International Agreements", 71 AJIL, 1977, p.297)。
- (62) 国家が義務を負うことは容易に推定されてはならないという原則。「自由地帯事件」常設国際司法裁判所判決(PCIJ(1932), Ser.A/B, n°46, p.147)。
- (63) ICJ Reports 1986, p.571, para.36.
- (64) ICJ Reports 1986, p.574, para.40.
- (65) ICJ Reports 1986, p.132, para.261.
- (66) それは, 次の五つの声明および書簡からなる。
- ①一九七四年六月八日, フランス大統領事務局のコミュニケ「フランス核防衛計画の実施上到達された段階に鑑みて, フランスはこの夏に計画されている実験がすみ次第, 地下爆発の段階に移行できる立場にあことを声明する」
- ②一九七四年六月十日, 駐ウェリントンフランス大使館よりニュージーランド外務省あての覚書「したがって, やがて行われるはずの大気圏核実験は, ことが順調に進めば, このタイプの最後の実験になる。」
- ③一九七四年七月二五日, フランス大統領の記者会見での声明「私自身は, 今回の大気中核実験が最後のものとなることをすでに明らかにしておいたので, 政府のメンバーは, この点での我々の意図を十分すぎるほど知っている。」
- ④一九七四年八月一九日のフランス国防大臣のテレビインタビュー「フ

ランス政府は、一九七四年の核実験が必ず最後の大気中核実験となるように最善の努力を尽くしてきた。」

⑤一九七四年九月二五日、フランス外務大臣の国連総会演説「われわれは、今や核テクノロジーにおいて、地下核実験により我々の計画を続行することができる段階に達しており、我々はさっそく来年にもそうするための措置をとった。」(ICJ Reports 1974, pp.265-7, paras.34-41)

- (67) Dissenting Opinion of Judge de Castro, ICJ Reports 1974, p.375.
- (68) ICJ Reports 1974, pp. 260-7, paras, 24-41 ; なお、宣言の反復性については中谷(註32), 107-8頁参照。
- (69) F. ヴィーアッカー(鈴木禄弥訳)『近世私法史』, 一九六一年, 創文社, 343頁。
- (70) 船田享二『羅馬法』第二卷, 岩波書店, 301頁。
- (71) グロチウス(一又正雄訳)『戦争と平和の法』第二卷, 巖松堂書店, 一九五〇年, 496頁。
- (72) T.M.I., Procès des Grands criminels de Guerre, T.I, p.87 et seq.
- (73) Franck, T., "Word Made Law : The Decision of the ICJ in the Nuclear Test Cases", AJIL, vol.69, 1975, p.618.
- (74) ICJ Reports 1993, p.3 and seq. ; 32 ILM, 1993, pp.888-902.
- (75) この一方的宣言は、国連事務局に登録された。265 UN Treaties Series, 1957, pp.300-8.
- (76) Laski, H.J., The State in Theory and Practice, George Allen & Unwin, London, 1935, p.218.
- (77) Durkheim, E., De la division de travail social, 5 éd., Librairie Félix Alcan, Paris, 1926, p.24.
- (78) ICJ Reports 1974, pp.261-2, para.28.
- (79) Suy (n.3), p.151.
- (80) Venturini (n.32), p.403.
- (81) ICJ Reports 1974, p.269, para.51.
- (82) 町田実秀『ローマ法史概説Ⅱ』, 一九六三年, 有信堂, 161頁以下。
- (82bis) 条約法条約第一八条については、長谷川正国「S A L T I 及び S A L T II 条約遵守の国際法上の根拠」, 『福岡大学法学論叢』二八巻二・三・四合併号(一九八四年)参照。また、国際法における「信義誠実の原則」についても、長谷川「国際法における bona fides の原則—その予備的考察—」, 『早稲田法学会誌』三一巻(一九八〇年)を参考。
- (83) Zoller, E., La bonne foi en droit international public, Pédone, Paris, 1977, n° 347-50.
- (84) Ibid., p.339, n° 347.
- (85) ホセ・ヨンパルト『一般法哲学』, 一九八六年, 成文堂, 229頁。

- (86) ヘーゲル(武市健人訳)『哲学入門』, 岩波文庫, 一九五二年, 87頁。
- (87) Sicault (n.49), p.685.
- (88) Zoller (n.83), p.350.
- (89) Sicault (n.49), p.685.
- (90) ICJ Reports 1980, p.95, para.47.
- (91) ICJ Reports 1986, p.574, para.40.
- (92) ICJ Reports 1988, pp.105-6, para.94.
- (93) Rubin (n.22), pp.9-11.
- (94) Cheng, B., *General Principles of Law as Applied by International Courts and Tribunals*, London, Steven & Sons, 1953, p.137.
- (95) 山本草二『国際法』(新版), 一九九四年, 有斐閣, 63頁では, 「たとえば, 宣言を行った国が後から一方的にその撤回, 取消または廃棄を行うことのないよう, 宣言自体で確保されていることとか, 相手国がその宣言の内容について履行を強制できる立場にあることである」と指摘されている。
- (96) Suy (n.3), p.271.
- (97) *Ibid.*, p.151.
- (98) Carbone (n.45), p.167.
- (99) Rubin (n.22), p.30 ; de Visscher (n.5), p.465.
- (100) Virally, M., 《Le phénomène juridique》, RDP, 1966, p.33.